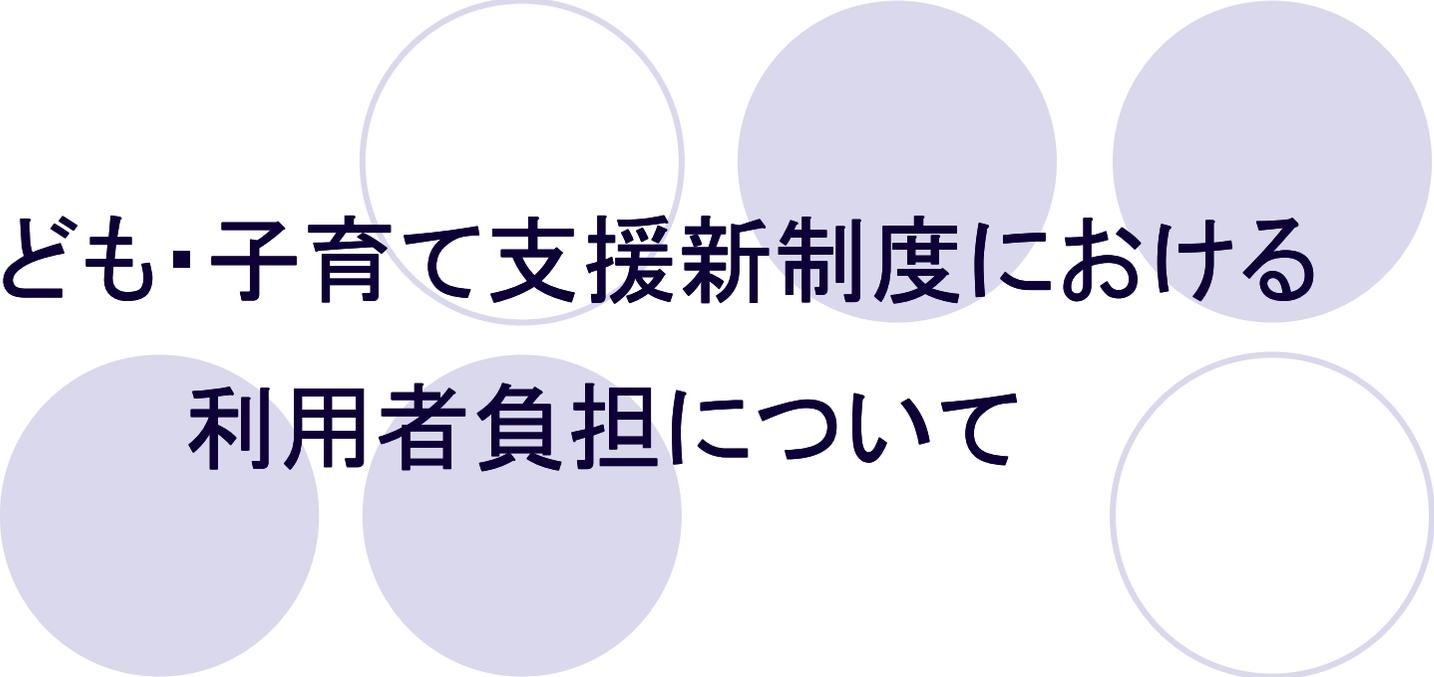


平成26年5月29日差し替え

資料3 別紙



子ども・子育て支援新制度における 利用者負担について

子ども・子育て支援新制度のスケジュール

1

区分	H26年度										H27年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～11月	12～2月	3月	4月		
利用者負担額 (保育料)	国において 公定価格の 骨子等検討	国の 仮単価 提示 5/26	本市の利用者負担額 の検討			利用者 負担額 (案) 提示	広報・周知		利用者 負担額 確定			
条例(規則) 整備 利用者負担徴収 規則(仮称)	参酌 基準 提示	条例・規則(案)検討(利用者負担を除く各種基準 条例については、9月議会に上程・議決)						条例 議決	条例 施行			
支給認定・ 入園申込み・ 施設確認等	支給認定申請・入園申込み手続き準備 施設の意向調査・施設型給付等確認					支給認定申請 ・入園申込み 開始 (10月以降)	利用 調整	入園 決定	入 園			
制度管理 システム	支給認定・確認関係システム設計			テスト	運用開始 (H26.10～)					請求審査・支払関係システム設計	テスト	運用開始 (H27.3～)

◆利用者負担の額について

新制度における利用者負担については、法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることになる。

◆利用者負担検討のポイントについて

- 子育て世帯(保護者)の負担感を考慮
- 子育て支援(家計への影響、多子軽減等)の視点
- 現行の保育料基準との整合性に配慮
- 他の福祉施策とのバランスを考慮
- 市の将来に渡る財政負担を考慮
- 中核市及び県内19市の動向を注視
など

教育標準時間認定を受ける子ども(1号認定)



現行の幼稚園就園奨励費を考慮

保育認定を受ける子ども(2号・3号認定)



現行の保育所運営費による保育料設定を考慮

公定価格について

- 施設型給付費(認定こども園、幼稚園、保育所共通の給付費)
 - 地域型給付費(小規模保育、事業所内保育、家庭的保育等の給付費)
- を創設

市町村の確認を
受けた施設等

財政的な支援を保障

基本構造

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

【イメージ】

＜公定価格の基本的な仕組み＞

施設型給付費
地域型給付費
(公費で負担)
＝法定代理受領

利用者負担額
(各施設で徴収)

公定価格

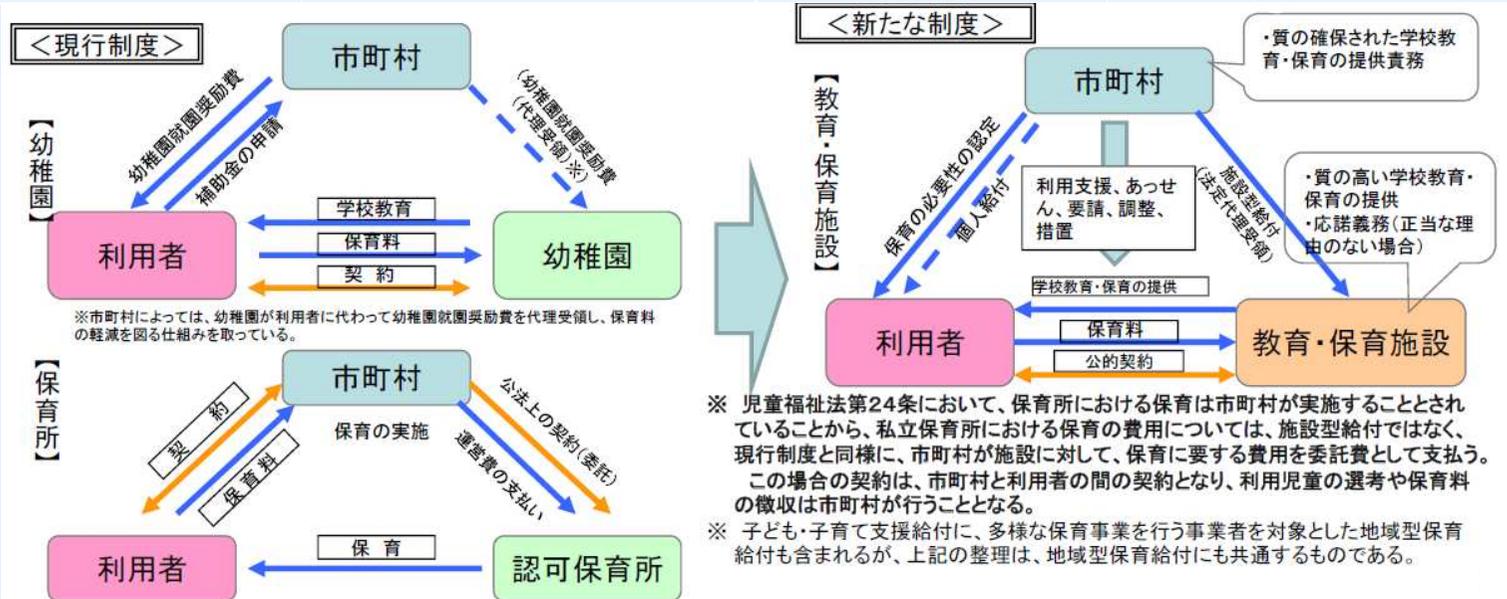
- 教育・保育の提供に係る人件費、管理費、事業費等を積算したものを「公定価格」という。
- 児童の認定区分(1号・2号・3号)、年齢、定員、地域等によって各児童の公定価格単価が異なる。
- 公定価格から利用者負担額を差し引いた給付費を市町村へ請求し、受領する。(法定代理受領)

※保育所についてのみ、利用者負担額を市町村が徴収し、公定価格を委託費として受領する仕組みが残る

新制度における利用者負担(保育料)と利用手続き

区分	保育を必要とする		保育を必要としない	
3歳未満児	3号認定	保育標準時間利用	—	
		保育短時間利用		
3歳以上児 (小学校就学前まで)	2号認定	保育標準時間利用	1号認定 (教育のみ)	教育標準時間利用
		保育短時間利用		

利用手続き
利用者負担額
(保育料)



利用者負担のイメージ 3-1

■ 教育標準時間認定を受けた子ども(1号認定) (月額)

- ・現行の利用者負担の水準を基本。
- ・現行の保育料は、実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

階層区分	推定年収	私立の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	~270万円	9,100円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	680万円~	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

- ※ ②~⑤: 第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ※ 保育料は私立の単価

- ※ ①~⑤: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

利用者負担のイメージ 3-2

■ 保育認定を受けた子ども(2号認定) 満3歳以上(月額)

・保育標準時間認定子どもは現行の利用者負担の水準を基本(ただし、一定階層については一律負担)、保育短時間認定子どもは保育標準時間認定子どもの約98.3%(▲1.7%)を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準	利用者負担	
			保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	—	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	~256万円未満	6,000円	6,000円	6,000円
③市町村民税 課税世帯	~300万円	16,500円	16,500円	16,300円
④所得税額 40,000円未満	~420万円	27,000円	27,000円	26,600円
⑤所得税額 103,000円未満	~600万円	41,500円	41,500円	40,900円
⑥所得税額 413,000円未満	~880万円	58,000円	58,000円	57,100円
⑦所得税額 734,000円未満	~1,080万円	77,000円	77,000円	75,800円
⑧所得税額 734,000円以上	1,080万円~	101,000円	101,000円	99,400円

②~③: 第1階層及び第4~第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
 ④~⑧: 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ただし、保育単価を限度とする。

※①~⑧: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ただし、給付単価を限度とする。

利用者負担のイメージ 3-3

■ 保育認定を受けた子ども(3号認定) 満3歳未満(月額)

・保育標準時間認定子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定子どもは保育標準時間認定子どもの約98.3%(▲1.7%)を基本に設定する。

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯	~256万円未満	9,000円
③市町村民税 課税世帯	~300万円	19,500円
④所得税額 40,000円未満	~420万円	30,000円
⑤所得税額 103,000円未満	~600万円	44,500円
⑥所得税額 413,000円未満	~880万円	61,000円
⑦所得税額 734,000円未満	~1,080万円	80,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1,080万円~	104,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③市町村民税課税世帯 (所得税非課税世帯)	19,500円	19,300円
④所得割課税額 96,700円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 171,300円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 300,300円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,500円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,500円以上	104,000円	102,400円

②~③: 第1階層及び第4~第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④~⑧: 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ただし、保育単価を限度とする。

※①~⑧: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ただし、給付単価を限度とする。